

四

三

—
—

の二条事省

用 振 替 法 の 適

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

財務省告示第三百九十号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
第十ー項の規定に基づき、平成二十七年十一月
十日に發行した割引短期國債及び政府短期証券
發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十二月十日

六

イ
イ
發入価
札格行
發競
行爭額

五

口
イ
方募入価法入
札格決
發競定
行爭の

十いづ第一項十び財四は発四う九額
 九てき百項、三に政億、行十ち千面
 億は発三、同条特融円額し六、万金
 九、行十第条第別資、面た条特円額
 千額し七百第一会資財金割第別で
 万面た条三四項計金政額引一會二
 円金政第十項、に法法で短項計兆
 額府一六、第關第一期のに二
 で短項条第九す九七兆国規關千
 二期の第九十る条条九債定す八
 千証規一十四法第第千にに入る百
 九券定項五条律一一八つ基法
 百にに及条第第項項百いづ律
 九つ基び第二八並、十てき第十三
 億

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る參て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七		
			振額最 替 額 単 面 位 金	振額最 替 額 単 面 位 金	振額最 替 額 単 面 位 金	
償行争非者特国入価発		還入価・別債札格行行	札格第参市発競価	札格第参市発競I加場行争格日	札格第参市発競I加場行争格日	行争非者特国入価込
期限						入価・別債金
平成	厘額厘額	面以面	成るの記替	千	万二千二	面た条特
二十八	金上金	二。整載法	万	六千二兆	金割第別	
年十一	額の額	十数又の	円	千百百二	額引一會	
月二十一	百そ百	七倍は規		円八円千	で短項計	
日	円れ円	年の記定		十八	二期のに	
	にぞに	十金録に		七百	千国規閥	
	つれつ	一額はよ		億二	百債定す	
	きのき	月に、る		四十	八に、る	
	百応百	二よ最振		千九	十、基法	
	円募円	十る低替		四億	六いづ律	
	六価五	日も額口		百六	億てき第	
	錢格錢	の面座		二百	円は發四	
	六八	と金簿		二十	、行十	
				七万	額し六	

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
七 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
十 通 に う 、 期
一 知 つ 。 そ が
月 を き の 銀
二 受 百 翌 行
十 け き 営 休
日 た 円 業 業
に に 者 日 日